**宅地造成及び特定盛土等規制法第12条・第30条許可申請書類チェックリスト**

（書類は正副２部提出してください。本チェックリストは「正」に添付してください）

（要否欄が「※」とされている書類は，条件を満たす場合に添付が必要です）

| 綴り順 | チェック(✓) | 書類名称附属書類 | 要否 | チェック事項（添付が不要な項目を除き， ☑ を付けてください。) | 様式 | 根拠法令 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １ | □ | 申請書(省令様式第２) | 必須 | □　第12条第１項又は第30条第１項に該当しない区分は見え消しをしている。(2種類の規制区域に跨る場合には，第12条第１項の規定を適用)□　注意事項を確認し，誤りなく記入している。□　市収入証紙は，盛土又は切土の面積に応じた金額となっている。 | 省令様式第２ | 省令第７条第１項 |
| □ | 委任状 | ※ | □　代理人が申請を行う場合に添付している。 | 任意様式 | 省令第７条第１項第12号 |
| 2 | □ | 付近見取り図 | 必須 | □　申請場所がわかる地図を添付している。 | 任意様式 | 省令第７条第１項第12号 |
| 3 | □ | 土地付近状況写真 | 必須 | □　盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況が明らかになる写真を添付している。 | 任意様式 | 省令第７条第１項第６号 |
| 4 | □ | 工事主の資力及び信用について【法人の場合】 |  |  |
|  | □ | 工事主の資力及び信用に関する申告書 | 必須 | □　記入内容に漏れや誤りがないことを確認している。□　必要な添付書類を添付している。 | 市細則第2-1号様式 | 省令第７条第１項第12号 |
| □ | 法人の登記事項証明書 | 必須 | □　申請日前３ヶ月以内に取得したものを添付している。 | ― | 省令第７条第１項第８号 |
| □ | 役員全員の住民票の写し | 必須 | □　会社法上の役員のうち，法人の業務を執行する者，事業について決定権を持つ者について，申請日前３ヶ月以内に取得した住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類を添付している。□　個人番号カードの写しを添付する場合は，個人番号の掲載がない面を添付している。 | ― | 省令第７条第１項第８号 |
| □ | 直前３年間の各事業年度における法人税の納税証明書（その１） | 必須 | □　法人税又は法人事業税の納税証明書を添付している。 | ― | 省令第７条第１項第12号 |
| □ | 資金計画書 | 必須 | □　記入内容に漏れや誤りがないことを確認している。 | 省令様式第３ | 省令第７条第１項第９号 |
| □ | 融資証明書 | ※ | □　借入金がある場合，取引金融機関からの融資を証する書類を添付している。□　融資元が金融機関でない場合は，融資元の実印を押印した書類を添付している。□　申請に係る工事の資金であること，申請場所，融資時期（着手まで）　を明記している。 | ― | 省令第７条第１項第12号 |
| □ | 預貯金残高を証する書類 | ※ | □　自己資金を使用する場合，取引金融機関の預金残高が確認できる書類を添付している。 | ― | 省令第７条第１項第12号 |
| □ | その他の盛土等に要する資金を調達することができることを証する書類 | ※ | □　資金計画書の裏付けとなることが確認できる必要書類を添付している。 | ― | 省令第７条第１項第12号 |
| □ | 誓約書 | 必須 | □　法に違反していないこと，暴力団に該当しないことを証する書類を添付している。 | 市細則第20号様式 | 省令第７条第１項第12号 |
| ４ | □ | 工事主の資力及び信用について【個人の場合】 |  |  |
|  | □ | 工事主の資力及び信用に関する申告書 | 必須 | □　記入内容に漏れや誤りがないことを確認している。□　必要な添付書類を添付している。 | 市細則第2-1号様式 | 省令第７条第１項第12号 |
| □ | 住民票の写し | 必須 | □　申請日前３ヶ月以内に取得したものを添付している。□　個人番号カードの写しを添付する場合は，個人番号の掲載がない面を添付している。 | ― | 省令第７条第１項第12号 |
| □ | 直前３年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 | 必須 | □　所得税の納税証明書を添付している。□　滞納が確認できない場合は，住民税の納税証明書又は源泉徴収票等を添付している。 | ― | 省令第７条第１項第12号 |
| □ | 資金計画書 | 必須 | □　記入内容に漏れや誤りがないことを確認している。 | 省令様式第３ | 省令第７条第１項第９号 |
| □ | 融資証明書 | ※ | □　借入金がある場合，取引金融機関からの融資を証する書類を添付している。□　融資元が金融機関でない場合は，融資元の実印を押印した書類を添付している。□　申請に係る工事の資金であること，申請場所，融資時期（着手までに融資を受けられること）　を明記しているか。 | ― | 省令第７条第１項第12号 |
| □ | 預貯金残高を証する書類 | ※ | □　自己資金を使用する場合，取引金融機関からの預金残高が確認できる書類を添付している。 | ― | 省令第７条第１項第12号 |
| □ | その他の盛土等に要する資金を調達することができることを証する書類 | ※ | □　資金計画書の裏付けとして必要なもの書類を添付している。 | ― | 省令第７条第１項第12号 |
| □ | 誓約書 | 必須 | □　法に違反していないこと，暴力団に該当しないことを証する書類を添付している。 | 市細則第20号様式 | 省令第７条第１項第12号 |
| 5 | □ | 同意書 | 必須 | □　同意が必要な権利を所有する全ての者から同意を得ている。□　同意者の印鑑登録証明書又は印鑑証明書を添付している。 | 市細則第2-2号様式 | 省令第７条第１項第10号 |
|  | □ | 登記事項証明書及び公図 | 必須 | □　申請日前３ヶ月以内に取得している。(登記事項要約書や「登記情報提供サービス」にて閲覧できる登記情報を印刷した書類でも可) | ― | 省令第７条第１項第12号 |
| 6 | □ |  工事施行者の能力を証する書類 | 必須 | □　必要事項の記載及び必要書類を添付している。 | 市細則第４号様式 | 省令第７条第１項第12号 |
|  | □ | 建設業の登録関係 | 必須 | * 建設業法の許可書の写し又は建設業許可証明書を添付している。（原則「土木工事業」）
 | ― | 省令第７条第１項第12号 |
|  | □ | 工事施行者の登記事項証明書(法人の場合) | 必須 | □　登記事項証明書(「登記情報提供サービス」にて閲覧できる登記情報を印刷した書類でも可)又は住民票の写しは申請日の前３ヶ月以内に取得している。 | ― | 省令第７条第１項第12号 |
| □ | 住民票の写し(個人の場合) | 必須 | □　申請日前３ヶ月以内に取得したものを添付している。□　個人番号カードの写しに代える場合は，個人番号を記載がないことを確認している。 | ― | 省令第７条第１項第12号 |
| □ | 公共工事の入札参加資格 | ※ | □　公共工事の入札参加資格認定書の写しを添付している。 | ― | 省令第７条第１項第12号 |
| 7 | □ | 図面を作成した者が必要な資格を有する者であることを証する書類 | ※ | □　該当する設計者の資格に対応する提出書類を添付している。 | 市細則第４号様式 | 省令第７条第１項第５号 |
| 8 | □ | 周辺地域住民への通知(任意様式) | 必須 | □　実施方法に合わせて必要な書類を添付している。 | 市細則第16号様式 | 省令第７条第１項第11号 |
| □　説明会 　　⇒□　説明に使用した資料 □　周知をした範囲を示した書類 □　議事録□　書面配布　⇒□　配布した資料　　　　 □　周知をした範囲を示した書類 □　掲示板 ⇒□　掲示をした資料 □　掲示の状況が確認できる写真・ネット掲示 □　掲示箇所を示した書類 □　ウェブページを印刷したもの |  |  |
| ９ | □ | 構造計算書 |  |  |
| □ | 擁壁等の構造計算書 | ※ | ※鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合に添付している。 | ― | 省令第７条第１項第2号 |
| □ | 地盤の安定計算書 | ※ | ※安定計算を要する盛土を施工する場合に添付している。 | ― | 省令第７条第１項第3号 |
| □ | 防災施設構造計算書 | ※ | ※構造計算を要する防災施設を設置する場合に添付している。 | ― | 省令第７条第１項第4号 |
| 10 | □ | 排水同意書 | ※ | □　工事を行う土地の区域からの雨水の排水について，放流先の施設管理者と調整池の設置の有無等を含め協議し，同意を得たことがわかる書類（協議記録等）を添付している。※宅地造成・特定盛土等に関する工事を行う土地の区域外に水を放流する場合に必要 | 市細則第17号様式 | 省令第７条第１項第12号 |
|  | □ | 排水施設流量計算書 | ※ | □　一次放流先の管理者等からの排水同意を得るための協議資料を添付している。 | ― | 省令第７条第１項第12号 |
| 11 | □ | 関係機関との協議承諾書 | ※ | □　工事区域及び隣接場所において，関係機関との必要な協議を終え，承諾内容を反映している。 | 市細則第18号様式 | 省令第７条第１項第12号 |
| 12 | □ | 大臣認定擁壁を証する書類 | ※ | ※政令第17条に係る擁壁を用いる場合に添付している。 | ― | 省令第７条第１項第2号 |
| 13 | □ | 図面 | 必須 | □　図面には，省令第７条による明示すべき事項を全て反映している。 | ― | 省令第７条第１項第1号 |
| □ | 位置図 | 必須 | □　図面に記載すべき方位，道路及び目標となる地物を記載している。 |
| □ | 地形図（現況平面図） | 必須 | □　方位及び土地の境界線を明示している。 |
| □ | 土地の平面図 | 必須 | □　申請書類の面積と一致している。 |
| □ | 土地の断面図 | 必須 | □　申請書類の高さと一致している。 |
| □ | 排水施設の平面図 | 必須 | □　申請書の記載と一致している。 |
| □ | 崖の断面図 | ※ | ※　崖が発生する場合に必要□　申請書の記載と一致している。 |
| □ | 擁壁の断面図 | ※ | ※　擁壁を設置する場合に必要□　申請書の記載と一致している。 |
| □ | 擁壁の背面図 | ※ | ※　擁壁を設置する場合に必要 |
| □ | 崖面崩壊防止施設の断面図 | ※ | ※　崖面崩壊防止施設を設置する場合に必要□　申請書の記載と一致している。 |
| □ | 崖面崩壊防止施設の背面図 | ※ | ※　崖面崩壊防止施設を設置する場合に必要 |
| □ | 求積図 | 必須 | □　申請書類の面積と一致している。 |
| □ | 防災計画平面図 | ※ | ※　防災施設を設置する場合に必要□　申請書の記載と一致している。 |
| □ | 防災施設構造図 | ※ | ※　防災施設を設置する場合に必要 |